

訴訟の状況（令和5年度分）

令和6年3月31日現在

| 番号 | 件名 | 訴訟提起日 | 担当裁判所 | 概要 | 訴訟の状況 |
|----|---------------------|-----------------|---------|--|---|
| 1 | 生活保護基準引下げ違憲損害賠償請求訴訟 | H30.5.14 ※応訴 | 東京地方裁判所 | 平成25年から平成27年にかけて行われた3段階にわたる生活保護基準の引き下げは、違憲・違法であるとして、最低限度の生活を下回る生活を強いられたことにより被った損害の賠償を求めるもの | 継続中 |
| 2 | 損害賠償請求住民訴訟 | R1.6.12 ※応訴 | 東京地方裁判所 | 元副市長との間の臨時職員雇用契約の締結及び当該契約に基づく賃金の支出は違法であり、市に損害を与えたとして、前市長及び市長に対し損害の賠償を請求するよう求めるもの | 継続中 ※3、4番の訴訟と併合審理 |
| 3 | 損害賠償等請求住民訴訟 | R2.6.26 ※応訴 | 東京地方裁判所 | 市立病院の元臨時職員（元副市長）に日額6万円の賃金を支給したのは違法であるとして、当時の病院長、事務長及び総務課長に対し損害の賠償を請求するよう求めるもの | 継続中 ※2、4番の訴訟と併合審理 |
| 4 | 不当利得返還履行請求住民訴訟 | R2.6.26 ※応訴 | 東京地方裁判所 | 市立病院の元臨時職員（元副市長）が勤務時間中に川辺堀之内土地区画整理組合の仕事をしていたとして、支払い済み賃金等の一部の返還を請求するよう求めるもの | 継続中 ※2、3番の訴訟と併合審理 |
| 5 | 不当利得返還履行請求住民訴訟 | R2.5.8 ※応訴 | 東京高等裁判所 | 川辺堀之内土地区画整理組合に対し、公益上必要がないのに助成金を交付したとして、同組合に対し助成金の返還を請求するよう求めるもの | R6.2.8 控訴取下げにより判決確定 ※一審：原告の請求却下 |
| 6 | 住民税追徴課税取消請求訴訟 | R2.11.22 ※応訴 | 最高裁判所 | 住民税の賦課決定は納税通知書を送付した場合は一度しか適用できず、それに反する追徴課税は違法であるとして、その返還を求めるもの | R5.11.10 上告棄却等決定により判決確定 ※一審：原告の請求棄却 ※二審：原告の控訴棄却 |
| 7 | 懲戒免職処分取消請求訴訟 | R3.4.7 ※応訴 | 東京地方裁判所 | 日野市長が平成30年10月26日付でした懲戒免職処分（非違行為：セクハラ及びパワハラ）が、懲戒処分の基準に反する違法な処分であるなどとして、その取消を求めるもの | R5.8.31 原告の請求棄却により判決確定 |
| 8 | 損害賠償請求住民訴訟 | R4.2.9 ※応訴 | 最高裁判所 | 旧たかはた保育園機能移転及び同移転先保育園に関して支払った補助金が違法であるとして、市長に対し損害の賠償を請求するよう求めるもの | R6.2.14 上告棄却等決定により判決確定 ※一審：原告の訴え却下 ※二審：原告の控訴棄却 |

| | | | | | |
|----|------------|---------------|-------------|--|---|
| 9 | 損害賠償請求訴訟 | R4.8.1 ※応訴 | 東京地方 裁判所 | 市(議会)が行った請願不受理処分により被った損害の賠償を求めるもの | R6.1.25 原告の 控訴棄却により 判決確定 ※一審:原告の請 求棄却 |
| 10 | 損害賠償請求住民訴訟 | R4.2.9 ※応訴 | 東京地方 裁判所 | 旧たかはた保育園機能移転に際して締結した土地交換契約が違法であるとして、市長に対し損害の賠償を請求するよう求めるもの | 継続中 |